

重要事項

地域公共交通機関に対する支援について

地方鉄道及びコミュニティバスを含む地方路線バスは、高齢者、障がい者、及び小中高生など、移動制約者の移動手段として大きな役割を担っています。

また、地球温暖化防止の観点からも、自家用自動車から公共交通機関への転換が求められています。

しかし、モータリゼーションの進展や人口減少・少子化など社会情勢の変化により需要の低下が見られる中、1便当たりの利用者数等による国県のカット制度など、補助金削減による市町財政の負担増は、路線の廃止、減便へとつながり、人口減少にさらに拍車がかかることが危惧されます。

また、本市では、福井鉄道福武線の北府駅一帯をまちなか観光の北の玄関口と位置付け、駅舎の国登録有形文化財の指定に加え、今後は福井鉄道が半世紀前に導入したオリジナル電車「200形」を保存・展示し、大正時代の面影を残す駅舎と合わせ、地域の活性化と福武線の利用促進を図ることを計画しています。

つきましては、地域共有の財産として地域公共交通機関を存続させるため、次のことを要望します。

- 1 福井鉄道福武線は、公共交通機関として重要な役割を果たしており、今後のJR北陸本線の経営分離などの課題検討と併せて、福井鉄道の経営とサービスの強化についても県が主導的に検討を行うこと。
- 2 現行の「200形」車両は、半世紀にわたり県民の足として親しまれ、鉄道文化財としての価値も高く、後世に残すべき歴史的財産であるため、北府駅での車両の保存と活用に対し積極的な支援を図ること。

- 3 路線バスやコミュニティバスは、交通弱者はもとより、住民の生活を支える大切な足として存続させる必要があるが、近年は輸送人員の減少により路線の維持が困難となっていることから、将来にわたり路線バス等を維持するための方策を検討すること。

《重要事項》（安全環境部）

気象観測体制の充実・強化について

本県の14箇所の気象観測所においては、過去3年間に24時間降雨は4箇所、最大風速は4箇所、最高気温は3箇所が観測史上最高値を更新しており、防災対策の強化を図る上で、気象観測情報を収集する重要性はますます高まっています。

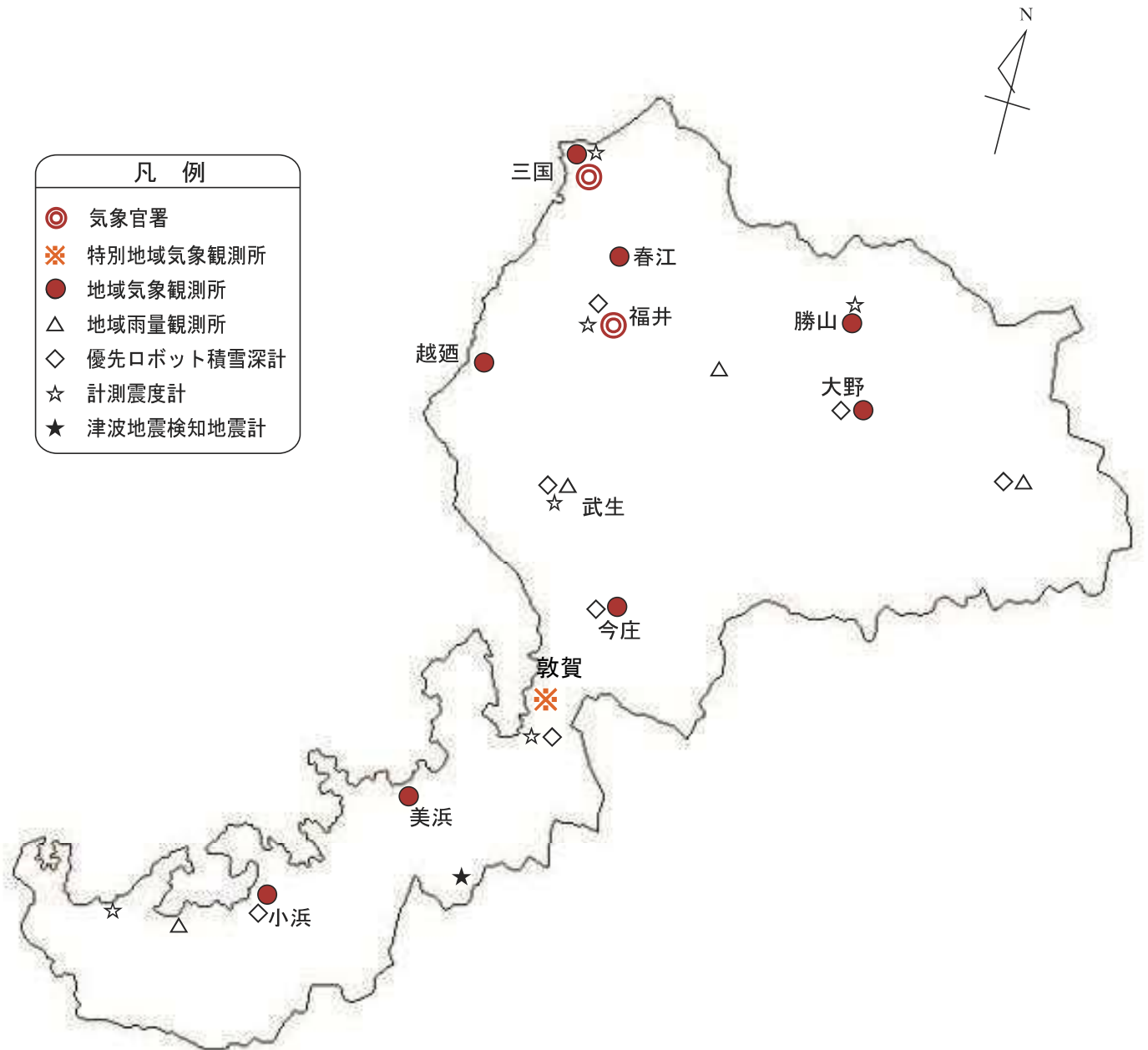
特に、日本原子力発電の敦賀発電所及び日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅから、ほぼ全域が30km圏内に位置する本市において、原子力防災対策を講ずる際に、住民の避難先等を判断するには、風向等の気象観測情報は貴重な指標となります。

また、平成30年2月の大雪により、本市村国二丁目の観測点では統計開始以来、過去最多の130cmの積雪を記録し、大雪への対応を判断するためにも気象観測情報は重要であります。

しかし、福井県の中央に位置する本市を中心とする丹南地域には、風向や気温等の気象観測情報が観測できる地域気象観測所が設置されていません。

つきましては、降水量・積雪の他3種目が計測できる地域気象観測所を本市域内に設置し、気象観測体制の充実・強化を図るよう要望します。

福井県内のアメダス観測所と地震観測所の配置図



《重要事項》（総務部）

地方税制改正に伴う法人事業税交付金の 配分について

平成28年度地方税制改正において、消費税率10%の段階で、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税（国税）の税率を引き上げ、その税込額を地方交付税の原資とすることとされています。

また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額を法人事業税に還元するほか、法人事業税の一部（法人事業税の5.4%）を県が市町に交付する法人事業税交付金を創設することとされています。

本市では、企業の設備投資や市内進出などを支援するため、市企業立地促進補助金を始めとする様々な支援制度に加え、企業の用地取得に対しても全面的な支援を行うなど、積極的な市の取組みの成果として、市内企業の事業拡張が続いています。

つきましては、この交付金の市町への配分に当たっては、従業者数のみによる配分とせず、法人事業税の確保に対する寄与度に基づく配分とし、地域の活性化とがんばる地域を支援する仕組みとするよう要望します。

《重要事項》（健康福祉部）

ひとり親家庭等に対する支援について

ひとり親家庭等は年々増加傾向にあり、特に母子家庭では非正規雇用の割合が高く、父子家庭においても収入が低いケースが多いため、経済的に不安を抱えながら生活しています。

本市では、ひとり親家庭児童就学等支度金支給制度を設け、小中学校就学時及び中学校卒業時に支度金の支給を行っていますが、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

つきましては、次のことを要望します。

- 1 高校就学時の学生服、教科書等の支度費用など、国県においてひとり親家庭等を対象とする一時金給付制度を創設すること。
- 2 児童扶養手当の財政負担については、県においても同手当への財政措置を行うこと。

《重要事項》（健康福祉部）

地域で子どもを産み育てることができる 保健医療施策の充実について

県では、危険性の高い小児周産期医療について集中化、集約化を進めていますが、地域で安心して産み育てられる環境整備は大変重要です。

また、高度医療などによって増加している障がい児者や、医療ニーズの高い高齢者が、住み慣れた地域で医療やサービスを受けられることは、地域共生社会の実現において極めて重要です。

したがって、丹南地域における産科医療や小児医療の充実、看護職の確保のための支援と処遇改善、研修体制の充実が望まれています。

また、医療的ケアが必要な子どもへの支援体制については、支援事業所においても対応できる医療人材の確保が難しいことから、訪問看護サービスを事業所や学校等においても利用できることが求められています。

つきましては、次のことを要望します。

- 1 丹南圏域における小児・産科医療、療育医療等の充実を図ること。
- 2 産科医、小児科医、看護師等の確保、処遇改善及び研修体制の充実について、国県が継続して取り組むこと。
- 3 医療的ケアが必要な子どもへの支援体制に対応できる、医療人材の確保が難しいことから、訪問看護サービスの「居宅しぼり」の見直しを国へ働きかけること。また、県としても専門医と地域医療機関及び支援事業所との連携強化について取り組むこと。

国民健康保険財政の安定化について

国民健康保険財政は、国民健康保険の加入者に占める高齢者の割合が増加し、医療技術の高度化や高額な医薬品の開発等により、医療費が年々増加している一方、医療費を賄う主な財源である保険税については、景気回復や社会保険適用拡大による被用者保険への加入や、後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少等により、保険税収入が減少していることから、財源不足が常態化しています。

平成30年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり財政を安定化させることになりましたが、被保険者の保険料負担率は被用者保険に比べて高く、また市町の国保財政は被保険者数は減少するものの、高齢化や医療の高度化により一人当たり医療費は増加すると見込まれ、運営はより一層厳しい状況になると考えられます。

つきましては、国民健康保険が国民皆保険の最後の砦として持続可能な制度となるよう、国民健康保険財政の安定化のため、次のことを要望します。

- 1 高齢化や医療の高度化により医療費が年々増加する中、被保険者の保険料負担率はさらに高くとなると見込まれるため、定率国庫負担割合を増やし、市町の財政負担軽減を図ること。
- 2 特定疾病や特定疾患などは、医療費の個人負担に軽減措置があるものの、重症化すると退職して国保に加入することになるため、特別調整交付金にて保険者負担の軽減を図ること。

《重要事項》（健康福祉部）

家族介護支援の充実について

第7次県医療計画においては、入院生活者が自宅に戻り、介護を受けながら生活をする要介護高齢者が増加すると予想されています。

介護を行う上で、排泄の介助は介護者の心身負担が最も大きいことから、紙おむつについては必要数を確保することで、清潔保持や身体機能の維持向上が図られ、高齢者本人の自立支援・重度化防止につながる半面、経済的な負担が大きくなります。

つきましては、在宅介護が増加する中、家族介護者の心身負担及び経済的負担がさらに増えると見込まれるため、紙おむつ等の介護用品支給については、現行どおり地域支援事業における任意事業の枠組みで実施するよう要望します。

《重要事項》（健康福祉部）

合併処理浄化槽整備に係る支援拡充と 指導強化について

本市の合併処理浄化槽対策については、平成35年度の汚水処理人口普及率100%を目標に、浄化槽整備に対する市独自の促進制度を創設し、普及に努めるとともに、設置後の維持管理についても（一社）市浄化槽維持管理協会への加入を勧めるなど、設置から維持管理まで一貫した対策を行っているところ
です。

しかし、本市における浄化槽の法定検査の受検率は低く、適切な管理がなされないことで公共水域の水質保全が図れず、本市の下水道行政に支障を来た
しています。

つきましては、合併処理浄化槽の一層の普及推進と適正な維持管理が図られ
るよう、次のことを要望します。

- 1 合併処理浄化槽の一層の普及促進を図るため、循環型社会形成推進交付金の
確実な予算確保と支援拡大を行うこと。
- 2 浄化槽の維持管理に伴う講習会の開催など、浄化槽設置者に対し管理意識
の啓発を図るとともに、浄化槽法定検査を確実に受検するための対策を強化
すること。
- 3 公共用水域の水質保全を確保する法定検査手数料の引下げなど、利用者の
負担軽減を図ること。

《重要事項》（健康福祉部、産業労働部）

子育て環境の充実に伴う支援について

全国的に少子化が進行する中、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりが求められています。

本市では、市子ども条例を制定し、家庭、学校、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が協働し、本市に暮らす全ての子どもの自立のために一体となって、日本一の子育て・教育環境の整備を目指し、各施策に取り組んでいます。

しかし、近年は保育ニーズが高まり、保育園等の入園希望者が年々増加するなど、子育て環境の改善が必要な状況にあります。

また、結婚・出産・子育てなど、それぞれのライフステージに合わせた支援が不可欠であり、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成事業を行っていますが、全ての子どもが平等な医療サービスを受けることができるよう、全国一律の支援が必要となっています。

つきましては、子育て環境の充実に向け、次のことを要望します。

- 1 質の高い保育を維持するため、保育士の処遇改善に加え、保育士の就職や悩みごとなどの相談を受けるとともに、保育所の求人等の情報を収集し、就職のあっせんや再就職の支援を行う組織を県において設置すること。
- 2 低年齢児に対する保育士の配置基準の見直しと十分な財政措置を講じること。

- 3 低年齢児の保育需要に対応するため、保育施設の整備に伴う保育所等整備交付金の予算確保を図るとともに、定員増を伴わない増築及び公立施設の整備について、交付対象事業に追加すること。
- 4 子ども医療費については、全ての子どもが平等な医療サービスを受けられることができるよう、全国一律の子ども医療費無料化制度の創設を国に要望すること。また、現物給付化に伴う医療費の増大に対応するため、子ども医療費制度の県補助対象年齢を中学3年まで拡大すること。
- 5 本市では、男女ともに、子育てをしながら働き続ける家庭が多く、仕事と家庭の両立支援や働き方の見直しなど、職場環境づくりが求められている。事業所の主体的な取組みが重要であり、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うことが必要であるため、各事業所において従業員に対する福利厚生制度の充実を図るよう、国県において啓発活動を強化すること。

《重要事項》（産業労働部）

企業立地を促進するための支援について

本市は、福井県の製造品出荷額等の4分の1を超える、北陸で有数の「モノづくり都市」です。

市では、既存企業が市内で事業を継続・発展するための支援が極めて重要であると認識し、企業訪問を始めとするフォローアップに取り組むとともに、市産業活性化プランに基づき、市企業立地促進補助金による設備投資や規模拡大に対する支援を積極的に行い、雇用の確保と創出に努めています。

県においては、既存企業に対する県内成長企業生産拠点拡大促進補助金により、一部の業種に限定した支援を行っていますが、県と市が一体となって企業立地を促進していく上で、新規立地と同様に、既存企業の規模拡大等の設備投資に対する支援は、雇用創出などの面で、立地自治体のみならず県や周辺市町の発展に大きく貢献することから、地方創生に向けて重点的に推進すべきものであります。

つきましては、県企業立地促進補助金の補助対象企業の要件から、「県外企業」及び「新規立地から10年以内」の制限を撤廃し、既存企業に対して積極的な支援を行うことを要望します。

《重要事項》（産業労働部）

日野川地区水道用水供給事業の供給単価の 低減について

本市の水道事業は、安全で安心な水道水の安定供給を確保するため、平成18年12月から日野川地区水道用水供給事業による受水を開始しています。

一方で、受水量遡増に伴う受水費の増大が経営に大きな影響を与えるため、平成20年度、23年度、25年度の3回にわたり水道料金の引き上げを行うとともに、浄水場維持管理業務の包括民間委託の実施や職員の削減などコスト縮減に努めていますが、給水人口の減少や節水器具の普及等による給水量の減少により、事業経営は非常に厳しい状況にあります。

日野川地区水道用水供給事業においては、経営効率化に尽力し、平成23年度に供給単価を113円/m³から97円/m³に改定いただいたところですが、水価は市民生活に直結するものです。

つきましては、今後も経営の効率化に努め、供給単価のさらなる低減を図るよう要望します。

《重要事項》（産業労働部、農林水産部）

日野川流域水資源総合開発事業の 円滑な促進について

榭谷ダム等の基幹施設は平成18年度に供用開始されていますが、今後の施設管理等の円滑な運営について、次のことを要望します。

- 1 日野川流域水資源総合開発事業で造成された施設の維持管理経費については、さらなる負担軽減を図ること。
- 2 日野川地区工業用水道事業の円滑な運営を図るため、引き続き工業用水利用型の企業誘致を推進すること。

《重要事項》（土木部）

中心市街地活性化に対する支援について

本市では、人口減少・少子高齢時代の到来を踏まえたまちづくりを進めるため、平成29年3月に市立地適正化計画を策定し、市庁舎周辺の中心市街地に医療、福祉、商業施設などの高次都市機能を誘導することとしています。

中心市街地に賑わいを取り戻すため、平成28年12月に第3期市中心市街地活性化基本計画を策定し、「半世紀に一度のまちづくり」として、市庁舎建設や空き店舗再生事業、（仮称）市民センター整備事業などの施策を推進しています。

つきましては、市庁舎前の（主）武生停車場線の4車線区間を2車線化し、新たに整備する市庁舎前広場と一体となる、安らぎのある歩行者空間の整備を要望します。

《重要事項》（土木部）

公共下水道事業の整備促進について

本市では、平成35年度汚水処理人口普及率100%を目標に、下水道未普及地域の早期解消と良好な水環境の保全の実現に向け、公共下水道事業の整備を進めているところです。

一方、昭和55年に供用開始した家久処理区を中心に下水道施設の老朽化が進行しており、計画的に改築更新する必要も生じてきています。

このような中、本市においては平成35年春の開業を控えた北陸新幹線南越駅（仮称）周辺の公共下水道による整備が決定し、さらなる財源確保が必要となっています。

つきましては、人口減少に伴う料金収入の減少や厳しい財政状況の中、普及促進及び施設の長寿命化に要する財源確保が重要であることから、さらなる予算措置を要望します。

《重要事項》（土木部）

幹線道路消雪施設整備の事業促進について

平成30年2月の大雪により、本市村国二丁目の観測点では統計開始以来、過去最多の130cmの積雪を記録し、本市に災害救助法の適用がなされました。

この間、北陸自動車道や国道8号などの主要幹線道路、JRや地域鉄道などの交通網が麻痺し、通勤・通学障害や生活物資の不足など市民生活に大きな影響が出ました。

特に、(主)武生美山線など消雪施設が整備されていない幹線路線や、消雪が整備されていても散水量が少なく雪が十分に消えていない区間で、長時間にわたり交通渋滞が発生しました。

そこで、平成30年度に市道路無雪化事業整備計画の改定を1年前倒して行い、県と連携しながら事業の推進を図ってまいります。

つきましては、次の主要幹線道路に消雪設備の新設や既存消雪施設の機能強化を要望します。

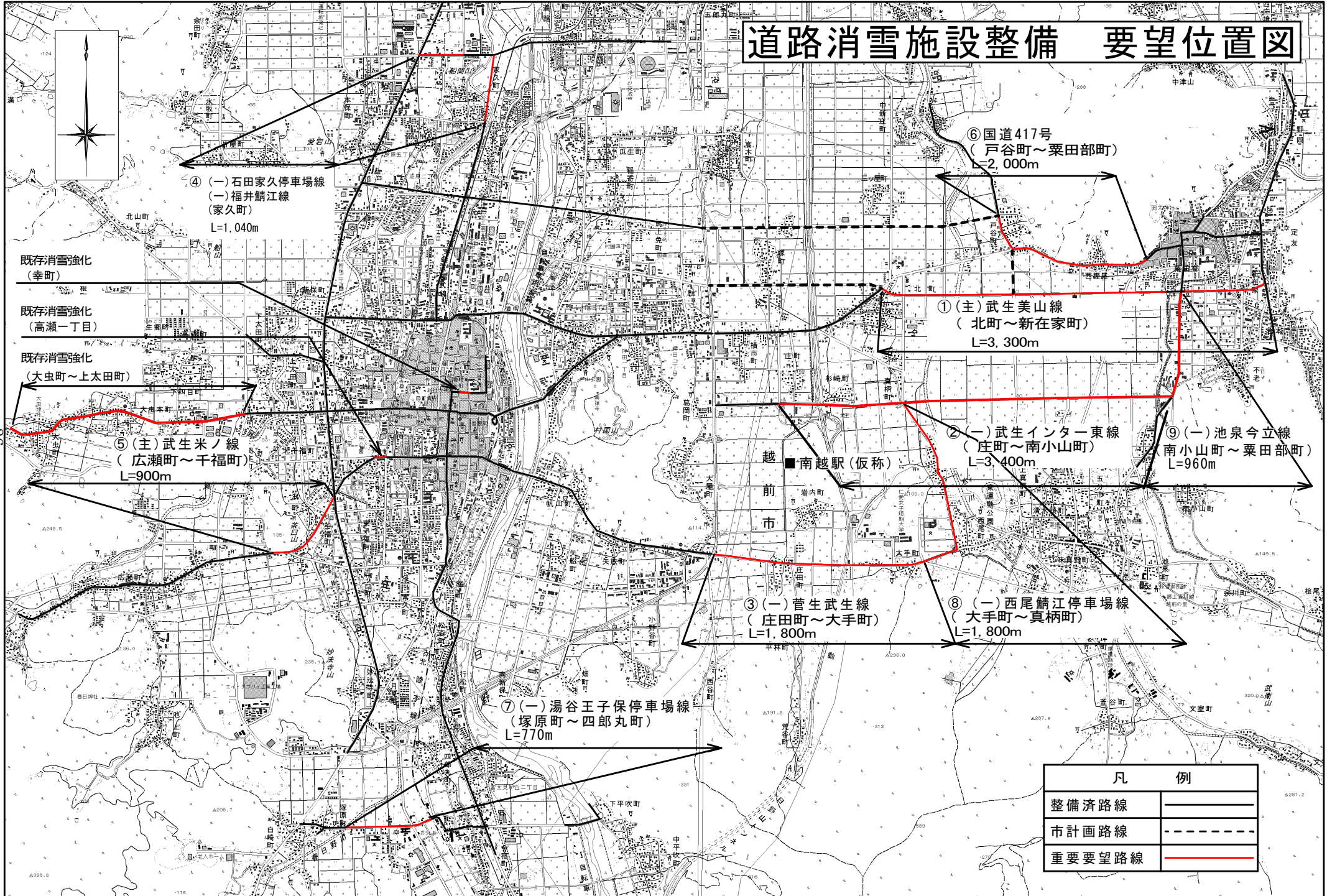
1 新規消雪要望路線

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) (主)武生美山線 (北町～新在家町) | L = 3, 300 m |
| (2) (一) 武生インター東線 (庄町～南小山町) | L = 3, 400 m |
| (3) (一) 菅生武生線 (庄田町～大手町) | L = 1, 800 m |
| (4) (一) 石田家久停車場線・(一) 福井鯖江線(家久町) | L = 1, 040 m |
| (5) (主) 武生米ノ線 (広瀬町～千福町) | L = 900 m |
| (6) 国道417号 (戸谷町～栗田部町) | L = 2, 000 m |
| (7) (一) 湯谷王子保停車場線 (塚原町～四郎丸町) | L = 770 m |
| (8) (一) 西尾鯖江停車場線 (大手町～真柄町) | L = 1, 800 m |
| (9) (一) 池泉今立線 (南小山町～栗田部町) | L = 960 m |

2 既存の消雪強化要望路線

- (1) (主) 武生停車場線 (幸町)
- (2) (主) 武生米ノ線 (高瀬一丁目)
- (3) (一) 小曾原武生線 (上太田町～大虫町)

道路消雪施設整備 要望位置図



《重要事項》（産業労働部、土木部）

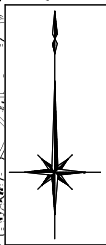
丹南広域農道の県道認定について

越前市と鯖江市・福井市を結ぶ丹南広域農道には、本市域において電子デバイスや自動車関連のグローバル企業が立地し、両事業所を中心に1万人を超える雇用があるなど、従業員の通勤や工業製品の輸送にとって重要な産業基幹道路となっています。

さらに、平成27年10月の市道第3622号線（(都)戸谷片屋線）と平成29年11月の（一）福井鯖江線の供用開始に加え、沿線の(株)福井村田製作所の新工場建設に伴う従業員の増加により、交通量がますます増大し、道路ネットワークにおいて一層重要な路線となっています。

つきましては、本県の産業振興や雇用の拡大、定住化の促進など地方創生にも大きく寄与する路線であることから、県の道路ネットワークを見直し、丹南広域農道を県道として認定することを要望します。

丹南広域農道県道認定 要望位置図



越前町

丹南広域農道

越前市



《重要事項》（土木部）

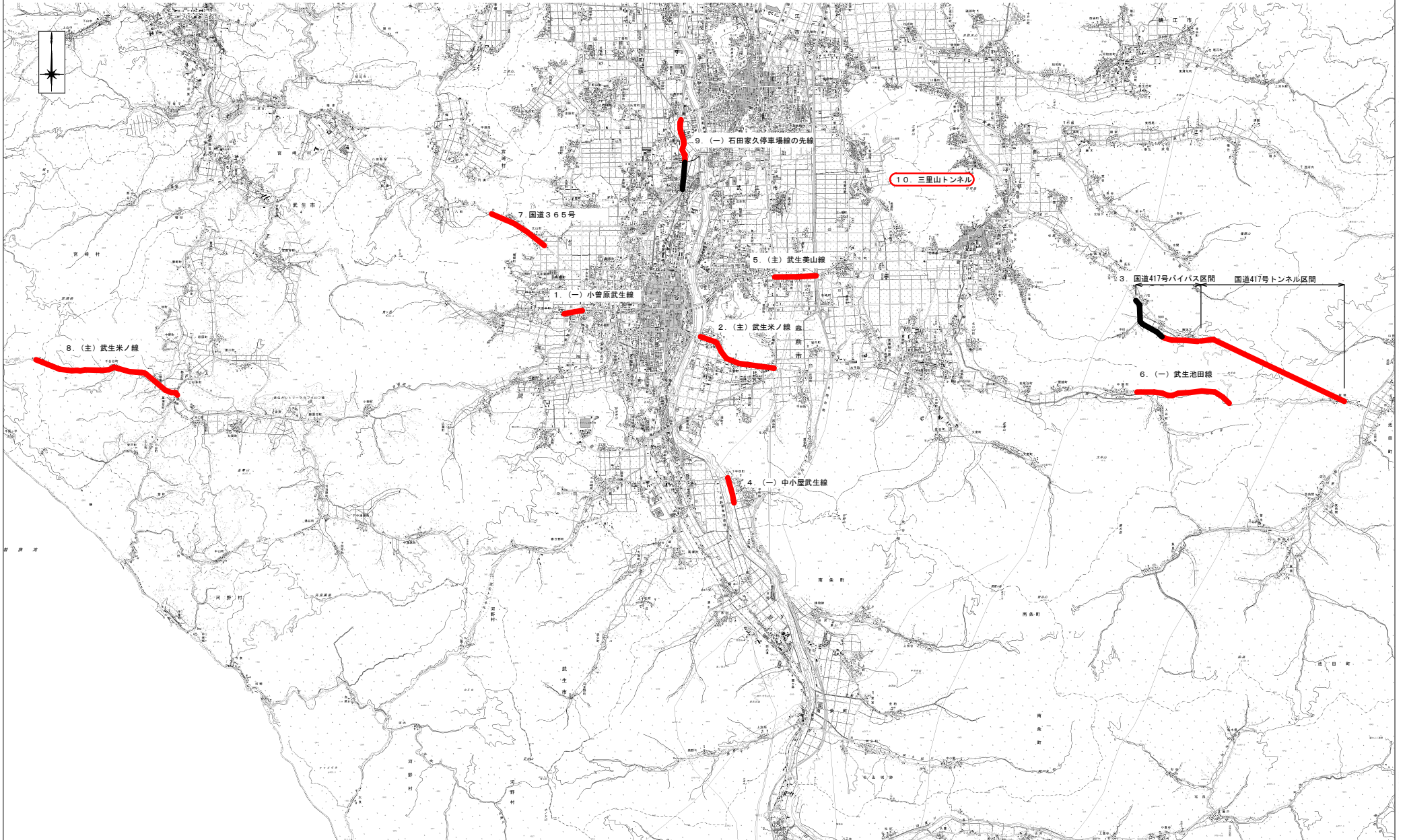
道路ネットワークの整備促進について

地域間の交流と連携、産業の振興や緊急時等の輸送・移動のため、道路網の整備が求められています。

つきましては、次の各道路は丹南地域の都市間を連絡する重要な路線であることから、安心して住める住環境の整備、交通安全の確保と渋滞緩和のため、早期整備を要望します。

- | | | |
|----|--|----------------------------|
| 1 | (一)小曾原武生線
(大虫本町～岡本町間の改良) | L = 360 m |
| 2 | (主)武生米ノ線
(国道8号～日野川帆山橋間の歩道設置) | L = 1,800 m |
| 3 | 国道417号
(南坂下町～八石町間の改良)
(板垣坂トンネル 南坂下町～池田町板垣) | L = 1,900 m
L = 3,450 m |
| 4 | (一)中小屋武生線
(中平吹町～下平吹町間の改良) | L = 560 m |
| 5 | (主)武生美山線
(横市町～北町間の拡幅改良) | L = 900 m |
| 6 | (一)武生池田線
(中居町～池田町板垣間の改良) | L = 2,800 m |
| 7 | 国道365号
(北山バイパス) | L = 1,350 m |
| 8 | (主)武生米ノ線
(千合谷町～堀町区間の拡幅改良) | L = 2,600 m |
| 9 | (一)石田家久停車場線の先線
(延伸区間の県による事業化) | L = 1,000 m |
| 10 | 三里山トンネル
(越前市～鯖江市間の改良) | |

道路ネットワークの整備 要望位置図



《重要事項》（土木部）

越前市東部における豪雨災害対策及び 河川災害等未然防止対策について

平成16年7月の福井豪雨及び平成24年7月の越前市東部集中豪雨では、本市域内の河川が氾濫し、甚大な被害が発生しました。

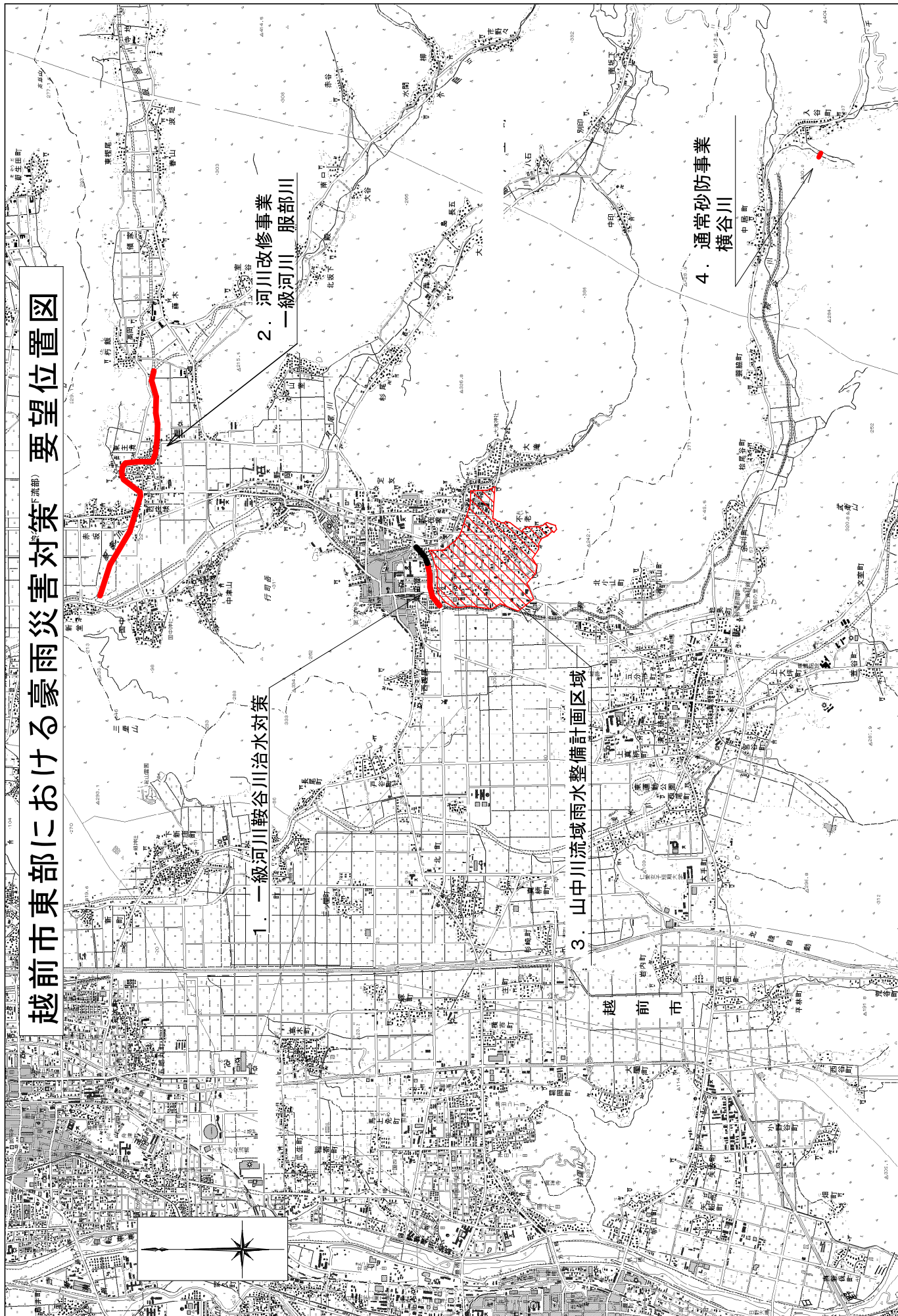
特に、鞍谷川や服部川では、河道が蛇行し人家が連担している箇所、家屋の浸水被害等が多く発生しました。

近年、短時間における集中豪雨により、各地で河川氾濫に伴う甚大な被害が発生し、沿川住民が不安を感じています。

つきましては、県土強靱化を図り、市民が日頃から安全安心を実感できるよう、次のことを要望します。

- 1 鞍谷川治水対策事業を早期に完了すること。
- 2 服部川の河川改修事業を早期に着手すること（鞍谷川合流点より水間川合流点までの約2.5km区間）。
- 3 市今立南部地区下水道事業（雨水整備計画）の迅速な推進に向けて予算を確保し、支援すること。
- 4 通常砂防事業を早期に採択すること（横谷川・入谷町）。
- 5 県が管理する河川における、堆積土砂の撤去や繁茂した立木の伐採など、災害の未然防止対策を継続的に実施すること。

越前市東部における豪雨災害対策 要望位置図



1. 一級河川鞍谷川治水対策

2. 一級河川服部川河川改修事業

3. 山中川流域雨水整備計画区域

4. 通常砂防事業
横谷川

《重要事項》（教育庁）

教職員等の適正配置について

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革に関する緊急対策を踏まえ、子どもたち一人ひとりの未来を生き抜く力を育み、授業改善による教育の質の向上を実現するには、きめ細かな指導体制の整備を一層進めていく必要があります。

つきましては、新しい時代の教育に向けた、持続可能な学校体制の構築のため、教職員等の適正配置について、次のことを要望します。

- 1 きめ細かな教育を進めるため、正規教職員数を増やし適正配置するとともに、複数教師体制（TT）・少人数加配のための教員を増員すること。
- 2 特別支援学級の設置基準を見直し、対象児童生徒がいる場合は学級種別ごとに設置できるようにすること。併せて、特別支援教育の免許を有する教員を小中学校に増員し、適正に配置すること。
- 3 栄養教諭の採用を増やすとともに、栄養教職員の配置数を維持すること。
- 4 通級指導担当教諭の配置数を増やすこと。併せて、地域の実情に応じて外国人児童生徒担当教諭を増員すること。
- 5 「チームとしての学校」として、専門的な知見を持ち、児童生徒により効果的な指導・助言が行える専門スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校図書館支援員、部活動指導員等）の人員確保及び増員を図ること。

《重要事項》（教育庁）

総合型地域スポーツクラブ支援制度の 創設について

文部科学省は、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする第2期スポーツ基本計画を策定しました。

この計画では、住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型地域スポーツクラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、質的な充実を促進するとしています。

本市では、これまでの国の施策を受け、県の指導のもと、1つの障がい者スポーツクラブを含む9つの総合型地域スポーツクラブが設立されています。

平成30年開催の「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会」は、生涯スポーツ・障がい者スポーツのさらなる推進の契機となり、特に総合型地域スポーツクラブには、運営に寄与する支援団体として大きな役割が期待されています。

つきましては、生涯スポーツ・障がい者スポーツのさらなる振興に向け、総合型地域スポーツクラブの設立後の活動に対し、継続した支援制度の創設を要望します。